

杉戸町告示第247号

杉戸町最低制限価格取扱要綱を次のように定める。

令和5年11月24日

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町が発注する建設工事又は建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（次条において「建設工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 この告示は、建設工事等における入札に適用する。ただし、次の各号に定めるものは、除く。

(1) 単価契約の入札

(2) 総合評価方式（令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式をいう。）による入札

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 建設工事 その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (2) 測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- (3) 建築関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- (4) 土木関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- (5) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。
- (6) 補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、対象となる予定価格において、次の各号に掲げる範囲内で最低制限価格を設定することができる。

- (1) 建設工事 10分の7.5から10分の9.2まで
- (2) 測量業務 10分の6から10分の8.2まで
- (3) 建築関係の建設コンサルタント業務 10分の6から10分の8まで
- (4) 土木関係の建設コンサルタント業務 10分の6から10分の8まで
- (5) 地質調査業務 3分の2から10分の8.5まで

(6) 補償関係コンサルタント業務 10分の6から10分の8まで

(予定価格調書への明記)

第4条 町長は、予定価格調書に最低制限価格を明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 町長は、入札の公告又は指名通知に最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者（入札事務を執行する職員をいう。以下同じ。）は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第167条の10第2項の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 町長は、入札執行後、予定価格と併せて最低制限価格を公表するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

別表（第3条関係）

業種区分	①	②	③	④
(1)建設工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
(2)測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
(3)建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
(4)土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
(5)地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(6)補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

注1 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注2 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注3 複数の業種を一括して発注する場合の第3条第1項の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注4 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。